

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月26日(水) 14時00分～15時00分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 18人(委員総数19人)

会 長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委 員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 宗哉	6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由	9番	崇 訓親	
	11番	佐々木 崇	13番	吉原 正紀	14番 松森 智
	15番	中司 睦枝	16番	江田 敏道	17番 米田 健一
	19番	渡邊 直行			

欠席委員 1人

10番 高橋 泰登

4. 農地利用最適化推進委員の出席 18人(推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	檀上 健
金野 省三	小川 隆三	源田 芳教	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
須山 猛	柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について(議事参与制限分)

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の許可事業計画変更申請について

議案第18号 非農地証明申請について

審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

第3 議案(報告事項)

報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 光伸

事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

泉 唯

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 議事録署名は6番・村上 正委員、7番・中司 善章委員にお願いします。 農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は18名です。
議 長	それでは、これから申請に基づく議題に入ります。 議案書の方をご覧ください。 議案第13号及び議案第14号について、議案第14号に関わる農業委員が本日欠席のため、一括で議題といたします。 事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案第13号及び第14号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 （議案第13号及び第14号、申請番号22番から41番までを議案書をもとに説明） 申請番号22番、権利の種類は期間1年間の使用貸借権の設定です。 申請地は原田町梶山田の3筆、現況地目は田、面積は合計で1,706㎡です。 貸し渡し理由は高齢による経営縮小、借り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地は、畑にして、自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。 この申請については、3月6日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号23番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は高須町の1筆、現況地目は畑、面積は204㎡です。 譲り渡し及び譲り受け理由は、仮登記を抹消し、真正な名義変更を行うためです。 なお今回、譲受人は所有権移転登記が終了後、更に所有権移転を行い、真の耕作者へ名義変更する予定となっております。 申請番号24番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は西藤町の1筆、現況地目は畑、面積は730㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地ではブルーベリーを栽培する申請となっております。 申請番号23番と24番の申請については、3月10日、渡辺委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号25番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町大田の2筆、現況地目は畑、面積は合計で715㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。 申請番号26番、権利の種類は期間10年間の賃借権の設定です。 申請地は御調町下山田の1筆、現況地目は田、面積は1,592㎡です。 貸し渡し理由は遠隔地につき耕作不能、借り受け理由は相手方の要望によるです。 なお、当該農地では水稻栽培をする申請となっております。 申請番号27番、権利の種類は期間15年間の賃借権の設定です。 申請地は御調町下山田の3筆、現況地目は農業用施設用地（畑）、面積は合計で4,215㎡です。 貸し渡し理由は農業廃止、借り受け理由は事業規模拡大のためです。

当該農地は、元々は貸渡人が広大な山林を開拓し、養鶏のための鶏舎、ミニトマト栽培用のガラスハウス等を建設し、使用していたものです。今回、施設の使用を含め、全ての業務を承継する申請となっております。

また、今回申請の3筆は、登記簿上の地目は山林となっている関係で、今まで農地台帳に登載はありませんでしたが、現況を確認し、地目は農業用施設用地（畑）であることから、新たに農地台帳に登載することとなります。

申請番号25番から27番の申請については、3月5日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号28番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は御調町綾目の7筆、現況地目は田が4筆、畑が3筆、面積は合計で4,314㎡です。

譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。

なお、当該農地ではハーブを中心に野菜などを栽培する申請となっております。

この申請については、3月5日、櫻本委員、松森委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号29番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は向東町の1筆、現況地目は畑、面積は36㎡です。

譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。

なお、当該農地では自家消費用のジャガイモを栽培する申請となっております。

この申請については、3月5日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号30番、権利の種類は期間1年間の賃借権の設定です。

申請地は向島町岩子島の計4筆、現況地目は畑、面積は合計で1,658㎡です。

貸し渡し理由は高齢による経営縮小、借り受け理由は新規就農者としてです。

なお、当該農地ではワケギなどを栽培し、JAへ出荷する申請となっております。

この申請については、3月5日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号31番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は因島田熊町の1筆、現況地目は畑、面積は310㎡です。

譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるためです。

なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号32番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は因島田熊町の1筆、現況地目は畑、面積は323㎡です。

譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は所有農地から近く利便性を高めるためです。

なお、当該農地では、キウイフルーツを栽培する申請となっております。

申請番号33番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は因島田熊町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で272㎡です。

譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。

なお、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。

申請番号31番から33番の申請については、3月6日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号34番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は因島中庄町の1筆、現況地目は畑、面積は1,229㎡です。

譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は相手方の要望によるです。

なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号35番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は因島中庄町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で280㎡です。

譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。

なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号36番、権利の種類は期間1年間の賃借権の設定です。
申請地は因島大浜町の1筆、現況地目は畑、面積は690㎡です。
貸し渡し理由は農業経営の規模縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では、ピーマン、トウモロコシなどの野菜を栽培する申請となっております。

申請番号37番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島大浜町の1筆、現況地目は畑、面積は875㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
なお、当該農地では季節の野菜を栽培する申請となっております。

申請番号34番から37番までの申請については、3月6日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号38番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島重井町の1筆、現況地目は畑、面積は542㎡です。
譲り渡し理由は高齢のため農業後継者へ、譲り受け理由は農業後継者としてです。
なお、譲受人は県外に居住しておりますが、帰省で長期滞在の際に耕作、また平常は譲り渡し人の力も借りて耕作し、イチジク・野菜を栽培する申請となっております。

申請番号39番と40番は関連案件のため、一括してご説明いたします。
権利の種類は交換による所有権移転です。
申請地は因島重井町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で961㎡です。
譲り渡し及び譲り受け理由は現況と登記を合わせるためです。
なお、当該農地ではスイカ、ブロッコリー、柑橘を栽培する申請となっております。
申請番号38番から40番までの申請については、3月6日、村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

次に議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします
申請番号41番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は浦崎町の3筆、現況地目は田、面積は合計で2,094㎡です。
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は相手方の要望により使用貸借していた農地を自己所有するためです。
なお、当該農地では水稻栽培をする申請となっております。
この申請については、3月10日、渡邊委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号13番から41番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明・意見等があれば挙手のうえ発言してください。

ございませんか。

それでは、農業委員による採決に入ります。

申請番号22番から41番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議 長

次に、議案第 15 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 15 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第 15 号、申請番号 2 番から 4 番を議案書をもとに説明)

申請番号 2 番、所在は浦崎町の 1 筆、地目は畑、農振農用地区域外、96 m²の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であり、農地区分は第 2 種農地に該当します。以降、同様の農地を「その他 2 種」と説明させていただきます。

転用目的は貸駐車場用地で、駐車場 5 区画が設置されています。

申請人は、この度自身の土地を利用し、貸駐車場として使用したいというものです。

この申請については、3 月 10 日、高橋委員、渡邊委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 3 番、所在は御調町大田の 1 筆、地目は畑、農振農用地区域外、204 m²の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、平成 26 年から令和 6 年にかけて県営農業競争力強化農地整備事業を行っており、農地区分は第 1 種農地に該当します。

転用目的は駐車場用地で、駐車場 3 区画が計画されています。

申請人は、この度自身の土地を利用し、駐車場として使用したいというものです。

申請地はほ場整備事業が施行されていることから第 1 種農地となりますが、本件は農地法施行規則第 37 条公共性が高いと認められる事業の第 5 号土地改良法第七条第四項に規定する「非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当いたします。

この申請については、3 月 5 日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 4 番、所在は瀬戸田町沢の 1 筆、地目は畑、農振地域外、447 m²のうち 48.90 m²の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第 3 種農地に該当します。

転用目的は駐車場用地で、駐車場 2 区画が計画されています。

申請人は、この度自身の土地を利用し、駐車場として使用したいというものです。

この申請については、3 月 7 日、植原委員、中田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

他にありませんか。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号 2 番から 4 番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議 長

次に、議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 16 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第 16 号、申請番号 52 番から 60 番を議案書をもとに説明)

申請番号 52・53 番は関連案件のため一括して説明します。

申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町本郷の計 3 筆、地目は田、農振農用地区域外、合計 1,046 m²の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分はその他 2 種に該当します。

転用目的は資材置場で、真砂土、バラス、残土置場、重機用駐車場約 10 区画が計画されています。

譲受人は美ノ郷町本郷に本店を置く、主に土木工事等を営む法人であり、この度申請地を取得し、資材置き場として使用したいというものです。

申請番号 54 番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町中野の 3 筆、地目は田、農振農用地区域外、合計 1,007 m²の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他第 2 種に該当します。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル 140 枚、発電量 49.5 kw が計画されています。

譲受人は、三原市に本店を置く、主に再生可能エネルギー事業などを営む法人であり、この度申請地を購入し、発電事業を行いたいというものです。

この案件については、隣接する農地所有者等に対し事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されています。

なお、一部には、隣接所有者との接触が困難で未提出のものもありますが、太陽光事業が周辺地域と調和のとれた事業となるよう、申請人に対しては引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

申請番号 52 から 54 番については、3 月 4 日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。

申請番号 55 番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は高須町の 1 筆、地目は畑、農振農用地区域外、464 m²の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他 2 種に該当します。

転用目的は一般住宅用地で、住宅 1 棟、建築面積 86.55 m²、庭敷、駐車場 3 区画、合併浄化槽 が計画されています。

譲受人は、この度申請地を取得し、居住したいというものです。

この申請については、3 月 10 日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 56 番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、因島田熊町の 1 筆、地目は畑、農振地域外、282 m² の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第 3 種農地に該当いたします。

転用目的は一般住宅用地で、住宅 1 棟、建築面積 99.17 m²、駐車場 2 区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は現在の借家が手狭となったことから、申請地を取得して、住宅を新築したい というものです。

申請番号 57 番、申請内容は売買による所有権の持分移転です。

所在は、因島田熊町の 1 筆、地目は宅地、農振農用地区域外、26 m²の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他 2 種に該当いたします。

転用目的は道路用地で、進入路です。

譲受人は、先ほど 3 条 申請番号 33 番で審議いただきました自宅周辺の農地を取得予定ですが、進入路がないことから、申請地を取得して、農地への進入路として使用したいというものです。

また、申請地の背後地には譲渡人所有の住宅があることから、この度、分筆登記を行い、持分2分の1の権利を取得し、共有の進入路として利用するというものです。

なお、申請地は既に道路用地として使用していることから、申請に際しては顛末書が添付されております。

56番・57番の申請については、3月6日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号58番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は因島中庄町の1筆、地目は宅地、農振地域外、208㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は宅地拡張で、庭敷及び進入路です。

譲受人は、隣接地に居住しておりますが、進入路がないことから、この度申請地を取得して、庭敷や自宅進入路として宅地と一体的に利用したいというものです。

なお、申請地は既に進入路として使用していることから、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、3月6日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

申請番号59番・60番については、転用事業主が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、いずれも売買による所有権の移転です。

所在は、因島洲江町の全2筆、地目は畑、農振農用地区域外、532㎡と287㎡の2か所転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は、59番が駐車場用地で、駐車場5区画、60番が宅地拡張で、庭敷及び駐輪場が計画されています。

譲受人は、向島町に本店を置く派遣業などを営む法人であり、この度隣接する空き家を取得し、法人の事務所として使用予定ですが、駐車場や駐輪場がないことから、申請地を取得して、従業員用の駐車場及び庭敷や駐輪場として、宅地と一体的に利用したいというものです。

この申請については、3月7日、江田委員、米田委員と事務局職員で現地調査を行っております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号52番から60番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

議 長

次に、議案第17号「農地法第5条の許可事業計画申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第17号、農地法第5条の許可事業計画申請について、ご説明いたします。

	(議案第 17 号、申請番号 2 番を議案書をもとに説明) 申請番号 2 番、所在は浦崎町の 1 筆、地目は田、面積は 842 m²のうち 345 m²です。 変更内容は、当初の転用面積を変更したいというものです。 申請地は車両置場の目的で、令和 4 年 5 月 25 日付けで農地法第 5 条の転用許可を受け、 計画者が借り受けました。 取得後直ちに車両置き場として使用しましたが、事業規模が当初の予定よりも少なくなっ てしまい、農地の半分ほどの面積のみを使用していました。 その後、事業面積の再検討を行い、この度車両置き場への転用面積の変更を目的として、 本件申請地の事業計画を変更し、車両置き場として使用したいというものです。 この申請については、3 月 10 日、高橋委員、渡邊委員、檀上推進委員と事務局職員で現 地調査を行っております。 以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。 議 長 ただいま、事務局より説明が終わりました。 補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。 (補足説明、質問、意見なし) ないようですので、農業委員による採決に入ります。 申請番号 2 番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願い します。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定をすることに決しました。
議 長 事務局 議 長	次に、議案第 18 号「非農地証明申請について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。 それでは、議案第 18 号 非農地証明申請について、ご説明いたします。 (議案第 18 号、申請番号 15 番及び 16 番を議案書をもとに説明) 申請番号 15 番、浦崎町の 1 筆、現況地目は原野、面積は 561 m²です。 利用状況は、平成 20 年以前から耕作を放棄し、現在は雑草や雑木等が繁茂し、原野化し ている状況です； 農振農用地区域外、第 2 種農地、都市計画区域外です。 この申請の農地については、3 月 10 日、高橋委員、渡邊委員、檀上推進委員と事務局職 員で現地調査を行い、原野に判定されました。 申請番号 16 番、向島町の 5 筆、現況地目は宅地、面積は合わせて 216.38 m²です。 利用状況は、3 筆 3 については昭和 3 年頃から倉庫用地及び庭園として利用し、他 2 筆に ついては平成 10 年ごろからカーポートを設置し、駐車場として利用している状況です。 農振農用地区域外、第 2 種農地、市街化調整区域です。 この申請については、3 月 5 日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職 員で現地調査を行い、宅地に判定されました。 以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。 議 長 ただいま、事務局より説明が終わりました。 補足説明のある方は挙手をしてください。

	(補足説明、質問、意見なし) ないようですので、農業委員による採決に入ります。 申請番号１５番及び１６番は原案のとおり、決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。
議 長 農林水産課 職員	次に、市からの意見聴取案件である審議事項（２）「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。 この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。 今回は２件、合計１７筆について意見を求めます。 まず１件目、番号は１番から１４番まで、御調町公文の１４筆、合計２２，７５７㎡についてです。 農地中間管理機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の水稻の生産用地として使用されます。 権利の種類は賃貸借権で、存続期間は全て令和１２年４月３０日までです。 続いて２件目、番号１５番～１７番、因島中庄町字油屋新開ヲ印の３筆４９６㎡についてです。 農地中間管理機構から転貸後は認定農業者の花壇苗の生産用地として使用されます。 権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和１７年１２月３１日までです。 本日の農業委員会でご審議を経まして、その後、農用地利用集積等促進計画の認可を広島県が判断することになります。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま、農林水産課より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。 ないようですので、農業委員による採決に入ります。 農用地利用集積等促進計画（案）については、異議ない旨の意見決定をすることに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。 農林水産課の方、ご苦労様でした。
議 長 事務局	次に、審議事項（３）「令和７年度最適化活動の目標の設定等」の決定についてを議題といたします。 事務局より説明を求めます。 令和７年度最適化活動の目標の設定等についてご説明させていただきます。

最適化活動の目標の設定については、3月末までに設定することとなっておりますので、本日の総会で説明いたします。

まず1ページ目の、「Ⅰ農業委員会の状況」ですが、ここの数字は、現在の体制や「2020年度農林業センサス」や「耕地及び作付面積統計」、当市の農地台帳等から導いた数値を記載しております。

昨年度のものの変更のあった箇所については、認定農業者数が132人から131人、農業参入法人が42から47となっております。

耕地面積については、前年2,880haから40ha減少して2,840haです。

これは農林水産省が公表している面積です。

田・畑の面積を足した数字とあいませんが、公表されている面積ですので、その数字を挙げています。

次に2ページ目「Ⅱ最適化活動の目標」についてです。

(1) 農地の集積について、①の現状及び課題については、管内の農地面積2,840haのうち、現在の集積面積は427haで集積率は15.0%となります。昨年と比較して、集積率は0.3%上がっています。課題は、高齢化等による担い手の減少や再生困難な荒廃農地の増加、有害鳥獣被害による経営面積の減少です。

②の目標について、現在の集積率は15.0%ですが、農地集積の目標年度である令和12年度までに34.3%とすることが目標となっております。

この「34.3%」については、毎年説明させていただいているのですが、国の方で、農地の8割を担い手に集積しようという目標があり、それに基づいて、広島県は集積目標を46%としています。県が46%を集積するために、各市町の目標を各市町の農地面積で案分した結果、尾道市は34.3%を集積目標として設定することとなっております。

その目標を令和12年度までに達成するために、年間の新規集積面積を70haと設定することとなります。そのため、今年度末の集積目標面積は497haとしています。

次に(2) 遊休農地の解消について、①の現状及び課題について、昨年度の農地利用状況調査の結果、2.5haの1号遊休農地（いわゆるA分類）があるということで整理しました。ここで、うち緑区分、黄区分の遊休農地、とありますが、緑区分については草刈り等により再生可能な農地、黄区分については草刈り等により直ちに耕作することはできないが、基盤整備等の条件整備が必要となる農地をいいます。

課題は、農業従事者の高齢化が進み、基盤整備を行った農地においても荒廃が進んでいることです。

②の遊休農地解消の目標ですが、アの既存遊休農地の解消については、令和3年度の緑区分の遊休農地13.8haを5年間で解消していくための目標値を記載することとなっておりますので、毎年5分の1ずつを開所するというので、13.8haの5分の1の2.8haを挙げています。

イの新規発生遊休農地の解消については、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地すべてを解消目標とするようになっていきますので、昨年度新規で発生した2.5haを挙げています。

次に(3) 新規参入の促進について、①現状及び課題については、令和4年度から6年度までの、農地法第3条及び利用権設定においての、新規参入者数及び面積を示しています。

令和6年度は、令和5年度と比較して新規参入者数や面積が減少しました。

課題は、農地のあつせんを希望する者はいるが、希望に添える条件の良い農地がなく、貸し借りが進まない状況にあることです。

②目標について、新規就農者に貸付希望のある農地の公表面積になりますが、令和4年度から6年度の権利移動面積の平均値の1割以上を新規参入者へ貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積とすることになっております。

4年から6年の平均値が42haでしたので、4.2haとしました。

4.2haの貸付希望農地を公表することが目標となります。

2最適化活動の活動目標について、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、昨年と同様に一人当たり月6日、(2)活動強化月間の設定目標は年間3回、6月は農地の集積で、内容は、農地貸借設定の推進、8月は遊休農地の解消で、内容については農地パトロールの時期になるので遊休農地の利用意向を把握していく、1月は新規参入の促進で、貸付希望農地の把握をしていくということで入れています。

(3) 新規参入相談会への参加目標については、参加回数は1回で、県が主催する就農応援フェアに参加することとしました。

内容の説明については以上となります。

議 長	本案は、本総会で議決をいただき、広島県農業会議に意見聴取し、農業会議からの回答があった後に、ホームページで公開するとともに、広島県を通じて国に報告いたします。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。 ただいま、事務局により説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をしてください。 質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。 本件は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。
議 長	次に、報告事項に入ります。 報告第10号から第11号までを一括して審査を行います。 質疑のある方は挙手をしてください。 (質問、意見なし) 質疑がないようなので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。
議 長 各委員 議 長 事務局 議 長 事務局 議 長 副会長	次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。 報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。 (活動状況報告：省略) 次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。 (その他・連絡事項について説明) ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。 (質疑応答) それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。 長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦勞様でした。